弊社の構造計算適合性判定業務/業務区域

■ 業務区域（都道府県知事委任区域）

令和7年4月1日現在、1都34県の構造計算適合性判定業務を行っています。

お問い合わせ窓口

● **構造判定事業部（本社）**

東京都中央区日本橋富沢町10番16号
TEL ：03-6264-9586／FAX ：03-6264-9619
E-mail : tekihan@tokyo-btc.com

本社沖縄案件担当

TEL ：080-4806-0778／FAX ：03-6264-9619
E-mail : o_tekihan@tokyo-btc.com

※旧TBTC沖縄構造センターの業務は引き続き
本社沖縄案件担当により業務を行います。

● **TBTC 九州構造センター**

福岡市博多区博多駅前2-17-15
TEL ：092-260-7802／FAX ：092-260-7803
E-mail : k_tekihan@tokyo-btc.com

● **TBTC 仙台事務所**

仙台市青葉区中央1-2-3
TEL ：070-3137-3239／FAX ：03-6264-9619
E-mail : s_tekihan@tokyo-btc.com

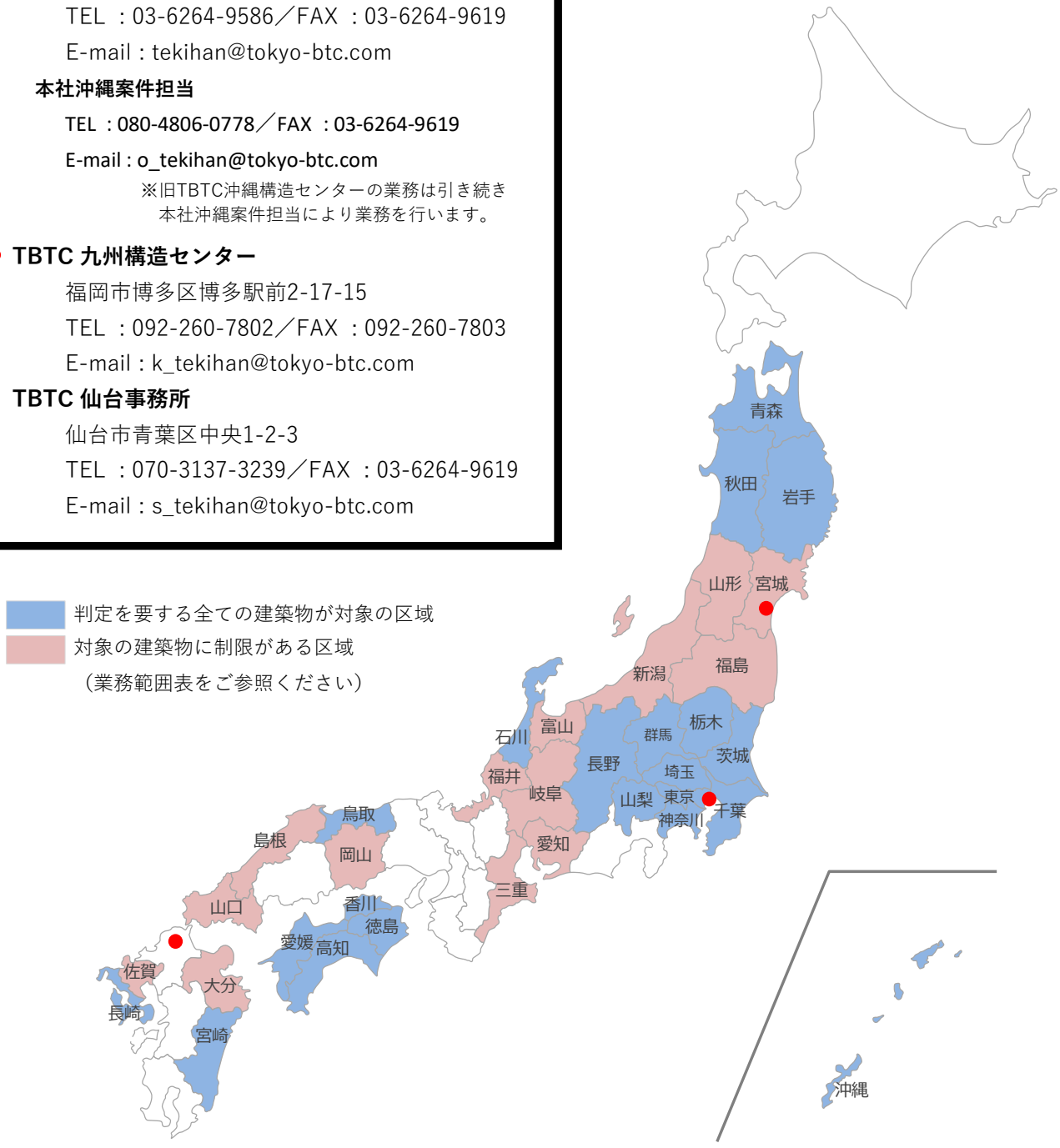

事前の御相談も承ります。お気軽にお問い合わせください。

構造判定事業部

令和７年４月1日

業務範囲表（業務区域と対象建築物）

本社：構造判定事業部、九州：TBTC九州構造センター

業務区域	対象建築物	業務を行う事務所	
		本社	九州
青森県	判定を要する全ての建築物	○	
岩手県	判定を要する全ての建築物	○	
宮城県	判定を要する全ての建築物 ただし、建築基準法第18条第4項の規定による通知（計画通知：建築主が宮城県である場合）に係る判定を除く	○	
秋田県	判定を要する全ての建築物	○	
山形県	次のいずれかに該当する建築物	○	
	1.延べ面積が10,000m²を超える建築物	○	
	2.高さが31mを超える建築物	○	
	3.他の指定構造計算適合性判定機関が業務規程により判定しないと定めた建築物	○	
	（一以上の部分が上記のいずれかに該当する場合は、その他の部分も該当するものとみなす。）	○	
福島県	延べ面積が10,000m²を超える建築物 （建築確認等を受けた建築物の計画の変更を行った場合における判定の業務については、前項の規定にかかわらず、当該計画の変更に係る直前の建築確認等に係る判定を行った者が業務を行うことができる。）	○	
茨城県	判定を要する全ての建築物	○	
栃木県	判定を要する全ての建築物	○	
群馬県	判定を要する全ての建築物	○	○
埼玉県	判定を要する全ての建築物	○	
千葉県	判定を要する全ての建築物	○	
東京都	判定を要する全ての建築物	○	
神奈川県	判定を要する全ての建築物	○	
新潟県	次のいずれかに該当する建築物	○	
	1.延べ面積が2,000m²を超える建築物	○	
	2.建築基準法施行令第81条第2項第一号ロに定める構造計算による建築物	○	
	3.延べ面積が10,000m²を超える建築物で、建築基準法第18条第2項に該当するもの	○	

構造判定事業部

令和７年４月1日

■ 業務範囲表（業務区域と対象建築物）

本社：構造判定事業部、九州：TBTC九州構造センター

業務区域	対象建築物	業務を行う事務所	
		本社	九州
富山県	次のいずれかに該当する建築物	○	
	1.延べ面積が2,000m²を超える建築物	○	
	2.高さが20mを超える建築物	○	
	3.建築基準法施行令第81条第2項第一号ロに定める構造計算による建築物	○	
	4.延べ面積2,000m²以内、かつ、高さが20m以内の建築物のうち、当該建築物 を業務範囲とする他の判定機関が建築基準法第77条の35の19又は指定構造計算適合性判定機関指定準則第3第3号の規程等により判定できない建築物	○	
	5.一の申請又は通知において前各号に掲げる建築物と同時に申請又は通知される別棟の建築物	○	
石川県	判定を要する全ての建築物	○	
福井県	次のいずれかに該当する建築物	○	
	1.構造計算に係る床面積（建築基準法第20条第2項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が2.以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積（以下同じ））が、5,000m²を超える建築物	○	
	2.構造計算に係る床面積が5,000m²以下の建築物のうち一般財団法人福井県建築住宅センターが定める構造計算適合性判定業務規程の業務の範囲に含まれないもの	○	
	3.一の確認申請に係る計画において、構造計算適合性判定を要する建築物の部分が2以上で前2項に掲げる建築物を含む場合は、前2項に掲げる建築物以外の建築物も判定を行うことができる。	○	
山梨県	判定を要する全ての建築物	○	○
長野県	判定を要する全ての建築物	○	
愛知県	1.一の建築物につき床面積の合計が１０，０００平方メートルを超える 建築物（二以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接して いる建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）の 判定 2. 令第８１条第２項第１号ロに定める構造計算による建築物の判定	○	
三重県	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務	○	
	1.建築基準法施行令第81条第2項第一号ロに定める構造計算による建築物	○	
	2.県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物	○	
	3.床面積が 5,000㎡を超える建築物若しくは建築物の部分を含む判定の業務又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る判定の業務		

構造判定事業部

令和７年４月1日

■ 業務範囲表（業務区域と対象建築物）

本社：構造判定事業部、九州：TBTC九州構造センター

業務区域	対象建築物	業務を行う事務所	
		本社	九州
岐阜県	次のいずれかに該当する建築物に係る構造計算適合性判定。なお、一の構造計算適合性判定に係る建築物が2以上あり、いずれか一の建築物が次のいずれかの建築物に該当するときは、当該構造計算適合性判定に係る建築物全てを次のいずれかの建築物に該当するものとみなす。	○	
	1.延べ面積が3,000m²を超える建築物（建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ。）		
	2.建築基準法施行令第81条第2項第一号ロに定める構造計算による建築物		
	3.適合性判定を要する木造又は木造を併用する建築物		
	4.建築基準法第20条第1項第二号イ及び第三号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するもの		
	5.高さが31mを超える建築物		
	6.構造耐力上主要な柱、梁又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物		
	7.構造耐力上主要な部分に設計基準強度36N/mm²以上のコンクリートを使用する建築物		
	8.建築基準法施行令第80条の2の規定に基づき国土交通大臣が定める安全上必要な技術的基準による次の建築物		
	(1)昭和58年建設省告示第1320号（プレストレストコンクリート造）		
	(2)平成12年建設省告示第2009号（免震建築物）		
	(3)平成13年国土交通省告示第1641号（薄板軽量形鋼造）		
	(4)平成14年国土交通省告示第410号（アルミニウム合金造）		
	(5)平成14年国土交通省告示第463号（システムトラス）		
	(6)平成14年国土交通省告示第464号（コンクリート充填鋼管造）		
	(7)平成14年国土交通省告示第666号（膜構造）		
	(8)平成15年国土交通省告示第463号（鉄筋コンクリート組積造）		
	9.建築基準法施行令第39条第3項の規定に基づき構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた平成25年国土交通省告示第771号第3第2項第二号（特定天井）構造方法を用いた建築物		
	10.その他知事が必要と認める建築物		
山口県	次のいずれかに該当する建築物	○	○
	1.延べ面積が3,000m²を超える建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあっては、当該部分。）		
	2.令第81条2項第1号ロの基準による構造計算等を行った建築物		
	3.他の機関が準則等の規定により判定できない建築物		
	※上記業務の対象となる建築物と同一の建築確認申請に係る他の建築物		

構造判定事業部

令和７年４月1日

業務範囲表（業務区域と対象建築物）

本社：構造判定事業部、九州：TBTC九州構造センター

業務区域	対象建築物	業務を行う事務所	
		本社	九州
鳥取県	判定を要する全ての建築物	○	○
島根県	床面積が2,000m²を超える建築物	○	○
岡山県	次のいずれかに該当する建築物 1.延べ面積が2,000m²を超える建築物 2.限界耐力計算による建築物 3.大臣認定プログラムのうち知事が別に指定するもの以外のプログラムの計算による建築物	○	○
徳島県	判定を要する全ての建築物	○	○
高知県	判定を要する全ての建築物	○	○
香川県	判定を要する全ての建築物	○	○
愛媛県	判定を要する全ての建築物	○	○
佐賀県	限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による建築物	○	○
大分県	次のいずれかに該当する建築物 1.構造計算に係る床面積（法第20条第2項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が2以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積）が5,000平方メートルを超える建築物 2.建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物 3.全ての大分県指定判定機関の構造計算適合性判定業務規定において業務の範囲に含まれない建築物、及び全ての大分県指定判定機関が判定できない建築物 4.前各号に掲げる建築物を含む一の申請又は通知に係る建築物	○	○
宮崎県	判定を要する全ての建築物	○	○
※長崎県	判定を要する全ての建築物	○	○
沖縄県	判定を要する全ての建築物	○	○

※判定の業務を行う事務所は、原則としてTBTC九州構造センターとします。但し、繁忙状況等によりTBTC九州構造センターでの業務ができない場合、構造判定事業部にて業務を行います。

専門家委員一覧（法第６条の３第３項及び法第１８条第６項に規定する専門的な識見を有する者）

・北村　春幸：東京理科大学 副学長（免震・制震構造）
・桑原　文夫：日本工業大学名誉教授（基礎構造）
・中島　肇　：日本大学 特任教授（鋼構造、膜・張弦梁構造）
・熊谷　仁志：清水建設㈱技術研究所 上席研究員（RC構造）

任意の構造計算適合性判定

建築基準法に基づく構造計算適合性判定を要しない建築物につきましても、建築主・建築主事・所管行政庁等の要望により任意の構造計算適合性判定を行っています。業務範囲は日本全域で面積等による制限はありません。